

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合等について
--------	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機の結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総合政策部企画政策課、情報システム課
危機管理担当部危機管理課
福祉部介護保険課
子ども家庭部子ども家庭課、保育課
健康部健康づくり課

事業の概要

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	企画政策課、情報システム課、危機管理課、介護保険課、子ども家庭課、保育課、健康づくり課
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	資料48-1の手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、行政手続のオンライン化を進めている。</p> <p>今般、国は令和2年12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の内、特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続については、原則マイナポータルの基盤を活用することとされた。そのため、区では、対象手続及び当該業務に関連する手続において、マイナポータルぴったり電子申請サービスを活用し、電子申請手続きの検索から申請まで一貫したサービスを提供することで、区民サービスの向上、行政事務の効率化等を推進する。（対象手続は、資料48-1を参照）。</p> <p>2 処理概要</p> <p>(1) 電子申請機能を利用した申請受付</p> <p>(2) 申請管理機能を利用した申請データの確認・取得（手動）</p> <p>(3) 区の申請管理システムを介した各業務システムへの申請データ取込み(自動)</p> <p>3 本審議会への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>総合行政ネットワークシステム（LGWAN）を介した地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への外部結合</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>各業務システムに申請データを取込むためのシステム改修業務等の委託</p> <p>※個人情報の流れは、資料48-2のとおり</p>

件名 マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合等について

保有課 (担当課)	企画政策課、情報システム課、危機管理課、介護保険課、子ども家庭課、保育課、健康づくり課
登録業務の名称	登録する手続 (登録業務) は、資料48-1のとおり
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	登録する手続ごとの情報項目は、資料48-1のとおり
結合の相手方	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
結合する理由	<p>マイナポータルびったり電子申請サービスは、国がシステムを構築し、日本全体で共同利用することで高品質なサービスの提供を実現している。</p> <p>このサービスを活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。</p>
結合の形態	総合行政ネットワーク(LGWAN)を介し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のサーバと、区イントラネットパソコン(LGWAN端末)を接続する。
結合の開始時期と期間	令和4年3月から (以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 国策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 区と地方公共団体情報システム機構間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>3 インターネット側と地方公共団体情報システム機構内ネットワークとは分離するとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウイルス対策等を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・改ざん等の各種不正攻撃を防御する。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構内の機器等は冗長構成 (信頼性向上のため予備機を設置) とする。また、入退室管理、データへのアクセス制限等により、マイナポータルびったり電子申請サービス内部からの情報資産の危殆化を防止する。</p> <p>5 <u>マイナポータルびったり電子申請サービスへのサービス利用における区のシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを記録する。ログは必要に応じて分析を行う。(情報セキュリティアドバイザーからの助言)</u></p>

	<p>6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報等により、システムにアクセスできる者を限定し、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>7 利用者に交付される電子証明書やパスワードにより、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p>
--	--

件名 マイナポータルぴったり電子申請サービス利用に係る各基幹業務システムの改修業務等の委託について

保有課(担当課)	企画政策課、情報システム課、介護保険課、子ども家庭課、保育課、健康づくり課
登録業務の名称	登録業務する手続は、資料48-1のとおり
委託先	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社電算(ISO/IEC2001・プライバシーマーク取得):子ども家庭課 ・日本事務器株式会社(プライバシーマーク取得):保育課 ・株式会社両備システムズ(プライバシーマーク取得):健康づくり課 ・富士通 Japan 株式会社(プライバシーマーク・ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)取得):介護保険課
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	手続ごとの情報項目は、資料48-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	<p>情報システム統合基盤(情報システム課管理)上の各システムサーバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉総合システムサーバ:子ども家庭課 ・保育業務システムサーバ:保育課 ・保健情報システム(対人系)サーバ:健康づくり課 ・介護保険システムサーバ:介護保険課
委託理由	上記委託先は、各業務システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各システム改修業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の申請管理システムを介したオンライン連携機能の追加 (2) 申請データを取込むためのCSV作成機能の追加 (3) 申請内容の確認するための機能の追加 2 保守業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) ハード、ソフトの保守・障害復帰 (2) 運用支援、問い合わせ対応、法・制度改正対応等
委託の開始時期及び期限	<ol style="list-style-type: none"> 1 各システム改修業務 令和4年4月から 2 保守業務 システム改修業務終了後から令和5年3月31日まで <p>※既存の各基幹業務システムの保守業務は、継続して業務委託を行う。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。

	<p>2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを各システムに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
<p>受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」（別紙）を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを各システムに適用させ、データの持ち出しは行わせない。また、委託先が実施する検証作業は、テストデータを使い、実データを使用した検証作業は、区職員が行い、個人情報を取り扱わせない。 3 委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 利用者毎のユーザ ID・パスワード認証及び個人情報等へのアクセス制御を行わせる。 4 システムログを取得し不正アクセス対策を講じさせる。 5 データのバックアップを取得させ、情報保全を行わせる。 6 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。